

騒音規制法・振動規制法の規定に基づく規制基準

県では、次のとおり、町村（茨城町及び大子町を除く。）に係る規制基準の設定を行っています。

※各市、茨城町及び大子町における規制基準につきましては、各市町に確認ください。

○ 騒音についての規制基準

時間の区分 区域の区分	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午前8時まで 午後6時から午後9時まで	午後9時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

備考

1 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次に定める区域とする。

(1) 第1種区域都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域

(2) 第2種区域都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

(3) 第3種区域都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途指定のない区域

(4) 第4種区域都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域

2 第2種区域、第3種区域、第4種区域内に所在する学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準値は、5デシベルを減じた値とする。

○ 振動についての規制基準

時間の区分 区域の区分	午前6時から午後9時まで	午後9時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	65 デシベル	55 デシベル
第2種区域	70 デシベル	60 デシベル

備考

1 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次に定める区域とする。

(1) 第1種区域都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

(2) 第2種区域都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域（東海村は工業専用地域を含む）及び用途指定のない区域

2 学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準値は、5デシベルを減じた値とする。